

令和6年能登半島地震に伴い応急危険度判定士を派遣します

令和6年能登半島地震に伴う被災建築物応急危険度判定業務の支援のため、石川県からの要請に基づき、神奈川県及び横浜市と連携し、以下のとおり川崎市から職員を派遣します。

1 派遣期間

令和6年1月19日（金）から21日（日）まで

2 派遣人数

建築職2名（被災建築物応急危険度判定士）

3 派遣地域

石川県が活動日までに決定※1

4 活動内容

各市町における被災建築物応急危険度判定業務※2等の支援

※1 現地の状況等により、派遣が延期・中止等となる場合があります。

※2 建築物応急危険度判定業務とは

地震により被災した建築物について、その後の余震等による倒壊の危険性や、建築物の部材の落下等の危険性を速やかに判定し、被災建築物の使用にあたっての危険性を居住者や付近を通行する歩行者に対して情報提供することで、二次災害を防止するものです。

【問合せ先】

川崎市まちづくり局建築管理課 西垣
電話 044-200-3081